

SNS に起因する少年の犯罪被害とその対策

法学部 3 年 学籍番号：220779 根岸翔吾

目次

1、SNS 犯罪への問題意識について

2、SNS に起因する少年の犯罪被害に関する統計について

3、SNS に起因する少年の犯罪被害に対する対策

①国の対策

②地方公共団体の対策

③警察の対策

④学校の対策

⑤家庭の対策

⑥その他の対策

4、まとめ

1、SNS 犯罪への問題意識について

近年においては、スマートフォンが普及し、子どもの SNS の利用が増加傾向にある。そのような社会状況に伴い、子供が SNS に起因する犯罪に巻き込まれるといった事例も顕著

に発生している。具体的には、DMのやり取りにおいて、自分の裸の写真と引き換えに相手（子ども）の裸の写真を要求するといった性犯罪や、面会要求をして誘拐をするような犯罪が挙げられる。このようなSNSに起因する犯罪が多発している傾向を受け、現にオーストラリアでは2024年11月28日に世界初となる16歳未満のSNS利用禁止案が可決された。一方、日本においては、SNSに起因する犯罪に対する法整備として、青少年インターネット環境整備法・関係法令などが存在するが、オーストラリアのようにSNSの利用を禁止させて少年の犯罪を確実に防止するといった強力な効果を発揮できることが期待できるものであるとはいえない。また、警視庁の犯罪白書によれば、SNS起因の犯罪件数は依然として高い水準をキープしており、スマートフォンの普及による小中高生のスマホ保有率が上昇傾向にある点も考慮すれば、新たな対策を打ち出していく必要がある。

そのため、子供のSNS利用が許容されている日本においては、国における法整備だけではなく、地方公共団体、警察、学校、家庭といった様々な機関が各々の特性を生かして当該問題に関する対策を拡充し、犯罪リスクを可能な限り減少させる必要がある。

そこで、本稿では、SNSに起因する児童の犯罪件数を減少させるために各機関等がどのような対策を取るべきか検討する。

2、SNSに起因する少年の犯罪被害に関する統計について

まず対策を検討するために、SNSに起因する犯罪に関する統計からどのような状況であるか調査することとする。

最初に、小中高生のスマートフォンの保有率について調査する。NTTドコモの調査を元に制作したグラフ¹においては、小中高生のスマートフォンの所有率は年々上昇傾向にあり、2023年においては、小学生は18%、中学生は42%、高校生は79%の者が保有していた。すなわち、本調査から、今後の小中高生においては、スマートフォンの所有率は年々増加することが見込まれ、所有しない生徒の方が少なくなる可能性が高いと考えられる。

次に、SNSに起因する犯罪の被害児童数の推移について調査する。警視庁によるSNSに起因する犯罪の被害児童数の推移のグラフにおいては、令和1年に2082人、令和2年に1819人、令和3年に1812人、令和4年に1732人、令和5年に1665人の児童が被害に巻き込まれていることが分かる。すなわち、このデータからは被害児童数は若干減少しているものの、依然として高い水準を維持している²ことが分かる。

また、警視庁の調査に基づく罪種別の被害児童数の推移のグラフ³を元に、これらを罪種別に見ると、青少年保護育成条例違反、児童買春、児童ポルノといった性犯罪に関する被害が圧倒的に多いことが分かる。つまり、SNSに起因する犯罪においては、対策を検討す

¹モバイル社会研究所—小中学生のスマホ所有率上昇 調査開始から初めて小学校高学年で4割を越す

【 <https://www.moba-ken.jp/project/children/kodomo20240129.html> 】(2025年1月4日閲覧) 参照

²東京都 青少年のSNS性被害防止特設サイト—SNSに起因する青少年の犯罪被害について 「令和5年の犯罪情勢」(警察庁)

【 <https://www.stop-u18sos.metro.tokyo.lg.jp/genjo/> 】(2025年1月4日閲覧) 参照

³兵庫県 気をつけて!とりかえしのつかないネットのトラブル 特設サイト—データを見るより、【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移

【 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kodomonosumaho/> 】(2025年1月4日閲覧) 参照

る余地が残されているとともに、性犯罪に重点を置いた対策を検討する必要があると考えられる。

次に、現在日本において取り組まれている対策について以下でいくつか取り上げることとする。

その一つ目として、法整備が挙げられる。日本においては、第一に、青少年インターネット環境整備法・関係法令が制定されている。これは、「インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上および利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資すること」（青少年インターネット環境整備法・関係法令 第1条）を目的とし、インターネット上の言葉の意義や当該法律の適用範囲を定めている。他にも、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を規定するプロバイダ責任法や、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律を規定する出会い系サイト規制法などが制定されている⁴。

2つ目として、公的相談窓口の設置が挙げられる。具体的には、SNSに起因する悩みや

⁴ こども家庭庁—青少年インターネット環境整備法・関係法令
【 https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_torikumi_hourei/ 】（2025年1月4日閲覧）参照

不安に関する相談窓口である「まもろうよこころ」や、警察によるサイバー犯罪相談窓口などが対面型の窓口や電話を通じて設けられている。⁵

3つ目としては、警察によるサイバーパトロールや啓発活動の実施が挙げられる。まず、サイバーパトロールにおいては、警察が SNS などに介入してインターネット上の違法・有害なやり取りや書き込みをチェックしてネット上の取り締まりを行っている。啓発講座においては、神奈川県警察を例に挙げれば、SNS 等のインターネットに起因した少年の非行や被害、いじめ、トラブル等を防ぐために、警察が作成したサイバー教室用教材を用いて、学校等で児童・生徒・保護者等に対して講義や資料配布を行っている。⁶ 特に、啓発講座の受講は、生徒らが実際に講演会に参加して主体的に学ぶことができる点などで、知識を身に付けやすく、事前予防の効果が期待できる有力な策であると考えられる。しかしながら、埼玉県を例に挙げると、小中高の啓発活動の状況においては、資料の配布だけにとどまる割合が5～6割ほどであるのに対し、啓発講座の割合は3割ほどと少ない状況にあるため、改善の余地が残されていることが分かる。⁷

⁵ 総務省—インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内
【 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference01.html 】 (2025年1月4日閲覧) 参照

⁶ 神奈川県警察—サイバー教室用教材「SNSの上手な使い方を考えよう！」
【 <https://www.police.pref.kanagawa.jp/kurashi/hikoboshi/mesd5053.html> 】 (2025年1月4日閲覧) 参照

⁷ 埼玉県庁—令和5年度児童生徒におけるスマートフォン等の利用状況等に関する調査結果の概要 家庭・地域への啓発活動の内容(割合)
【 https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/24631/r5_sumahogaiyou.pdf 】 (2025年1月4日閲覧) 参照

4つ目として、フィルタリング機能の導入が挙げられる。フィルタリング機能とは、青少年を違法・有害情報との不用意な接触から守り、安心・安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのことである。しかしながら、フィルタリング機能の利用状況のグラフからは、令和2年において77.2%が「契約時は利用していたが被害時には利用していなかった」と回答しているため、フィルタリング機能を利用していても被害に遭ってしまう者が圧倒的に多く、改善の余地が残されていることが分かる。⁸

以上のように、日本においては様々な対策が行われている一方で、諸外国においては日本とは異なる策が講じられている。その一つとして注目を集めているものが、SNSの利用に年齢制限を設けて、対象年齢に達していない者にはSNSの利用を禁止し、違反した者には罰則を与える規制である。このような規制は、欧米を中心に導入されており、アメリカでは、各州がそれぞれ規制を進め、フロリダ州においては14歳未満の子供がSNSアカウントを開設することを禁止する法律が制定された。また、オーストラリアでは、2024年11月28日に世界初となる16歳未満のSNS利用禁止案が可決され、違反時にはプラットフォームに対して、十分な対策を行っていないと見なされた場合には最大約50億円の罰金が課される制度が取り入れられた。⁹これらは、ある一定の層に対して、全面的に禁止することができるため、児童らがSNS上のトラブルに巻き込まれるリスクを劇的に減少さ

⁸ 2020年の子どものSNS被害者は1819人、被害者の9割弱がフィルタリングなし—SNS被害者のフィルタリング利用状況 警視庁出典

【 <https://www.kikoku-benricho.com/child-sns-damage-1/> 】(2025年1月4日閲覧) 参照

⁹ SNSの利用制限をめぐる各国の取り組み【2024年12月最新】

【 https://recept.earth/didvc_media/sns-regulation/ 】(2025年1月5日閲覧) 参照

せることができることが期待できる。

3、SNS に起因する少年の犯罪被害に対する対策

それでは、以上を踏まえて、対策を検討することとする。

まず、検討する前提として、私が考える、SNS に起因する犯罪への対策を考える上での重要な観点を3つ挙げることにする。まず、1つ目として、犯罪に巻き込まれる児童や児童らに関連する者が SNS の危険性を認知することである。この点は、児童らが SNS の危険性を認知することで、ある程度のリスク回避能力を身に付けられることが期待できるため、1つ目として挙げている。次に、2つ目としては、犯罪の発見、事前予防、事後予防の観点に基づき対策を検討することである。この点は、犯罪のリスク回避を全体的に図るために、3つの視点に着目して対策を検討する必要があるため、2つ目として挙げている。3つ目は、上記の調査においても分かるように、SNS に起因する犯罪の罪種として性犯罪が多い傾向にあるため、性犯罪防止に重きを置いた対策を検討することである。

それでは、以上の3点を考慮しながら、以下から対策を検討することとする。

① 国の対策

最初に、国における対策について検討することとする。国においては法整備を見直す必要があると考える。その一つ目として、まず、SNS 内の機能に関する規制についての法

律を制定する必要があると考える。具体的には、センシティブなワードを多用しているアカウントに対してDMの制限やアカウント凍結、罰金を課すことができる法律である。このような規制を法的に定めることで、ユーザーに対して法的な責任感を意識させることができるとともに、より適切にSNSを利用させることを促すことができるため、SNS犯罪の事前予防につながると考える。

また、プロバイダ責任法などの被害者救済に関する法律を強化する必要があると考える。これは、SNSのコンテンツプロバイダの規制が不十分であるがゆえに生じた犯罪に対して、その責任をプロバイダに追及し、罰金を科すことで、プロバイダの規制強化を促すことができる法律であるが、SNS犯罪の被害児童が依然として多い傾向にある点を考慮して、これらの法律の罰金額やその他刑罰をより厳罰化すれば、SNSの規制がより強化され、犯罪抑止効果につながる可能性があるのではないかと考える。

さらに、総務省が所管するNHKの活用も行っていくべきであると考え。これは、NHKのニュースにおいて、SNS犯罪へのリスクについて取り上げるコーナーを導入して、視聴者に注意喚起の呼びかけを行うといったものである。実際に、NHKのニュースでは、「STOP詐欺被害」¹⁰という詐欺被害への注意喚起を呼びかけるコーナーが設けられており、そのようなコーナーのように、「STOP SNS被害」のようなタイトルを掲げてSNS犯罪のリスク喚起を行っていきべきだと考える。

¹⁰ NHK 首都圏ナビ—STOP詐欺被害！ 記事一覧

【 <https://www.nhk.or.jp/shutoken/stop-sagi/> 】(2025年1月6日閲覧) 参照

② 地方公共団体の対策

次に、地方公共団体における対策を検討する。地方公共団体においては、SNSトラブルに関する相談窓口の拡充を行っていくべきであると考え。上記でも挙げたように、SNSトラブルに関する相談窓口は多様化しているが、相談窓口の認知度を向上させ、相談する方法を拡充することも重要である。そこで、地方公共団体においては、実際に赴く形の相談窓口だけではなく、各地方公共団体のホームページ、LINE、AIを利用した相談窓口も拡充し、SNS上からもアクセスできるように、SNS上における広告等を通じて相談窓口の詳細を付すことで、児童らが相談窓口の存在を認識し、容易に相談できる環境を整えることができる。すなわち、相談窓口は、事前予防・事後予防の観点で有用であると考え。

また、相談窓口の認知度の向上を図るために、インターネット・SNS上の検索機能を利用した策も有効であると考え。TikTokでは、「トー横キッズ」などと検索すると相談窓口についてのバナーが自動的に出てくる¹¹のだが、このような機能をヒントに、犯罪が起こるときに使用されやすいワードが検索された際に、相談窓口の情報などが自動的に出るシステムをあらゆるSNSにおいて拡充するべきであると考え。

③ 警察の対策

¹¹ TIKTOK—相談してみませんか

【 <https://www.tiktok.com/search?q=%E3%83%88%E3%83%BC%E6%A8%AA%E3%82%AD%E3%83%83%E3%82%BA%20&t=1736100408098> 】

次に、警察における対策を検討する。警察においては、まず、サイバーパトロールの強化が重要であると考え。これは、SNS 起因の性犯罪が多い傾向を考慮して、警察が犯罪時に使用されやすいワード等を調査し、その結果をもとに、SNS のコンテンツプロバイダと連携して、それらのワードなどを AI などが自動的に見つけて規制をかけるシステムを整えることがサイバーパトロールの強化につながると考える。特に、SNS の被害児童数が多いサイトのグラフ¹²を見ると、Twitter が圧倒的に多いことが分かるため、Twitter に重きを置いたサイバーパトロールを行うことも強化につながる要素であると考え。

また警察による防災無線での呼びかけも有用であると考え。これは、学校や公園の防災無線を通じて、青少年が SNS を利用することによって犯罪が多発しており、そのための相談窓口が設けられているといった内容の注意喚起・リスク回避の呼びかけを積極的に行っていくことで、人々の危険性の認知につながると考える。

③ 学校の対策

次に、学校における対策を検討する。学校においては、まず、啓発講座の実施の強化が重要であると考え。これは、上記で示した神奈川県警察が行っている啓発講座のように、警察の方や通信事業者の方を実際に招いて、SNS の危険性についての啓発講座を行うことを予定しているものであるが、より多くの方に危険性を認知させるために、生徒だけ

¹² 家族と健康—一般社団法人 日本家族計画協会 SNS の被害児童数が多いサイト
【 <https://www.jfpa.or.jp/kazokutokenko/topics/001460.html> 】(2025年1月6日閲覧) 参照

ではなく、保護者懇談会などを通じた保護者向けの啓発講座を行ったり、オンライン上でライブ配信を行って容易に啓発講座を実施できる環境を整えることが重要であると考え

る。

また、啓発活動に関し、生徒らが自主的に啓発活動に参加できる観点で、啓発ポスター制作やリーフレット制作を授業で取り入れることも有効であると考え。これは、児童たちがグループディスカッションなどを通じて、主体的に SNS の危険性について調査することで、SNS の危険性について考えを深めることができる機会を与え、さらなる危険性の認知を図ることが期待できるとともに、作成したポスターなどを公共の場で掲示することで大衆に SNS の危険性を認知させられることが期待できると考える。

⑤家庭の対策

家庭においては、フィルタリング機能の利用を強化することが重要であると考え。これは、上記で示したように、フィルタリング機能を「契約時は利用していたが被害時には利用していない」¹³者が圧倒的に多い問題を考慮して、法律上未成年の者は、携帯契約時にフィルタリング機能を強制するといった規制や、携帯電話会社と親と使用者（青少年）の同意がないとフィルタリング機能を解除できない仕組みを法律上で整えることが有効で

¹³ 2020 年の子どもの SNS 被害者は 1819 人、被害者の 9 割弱がフィルタリングなし—SNS 被害者のフィルタリング利用状況 警視庁出典

【 <https://www.kikoku-benricho.com/child-sns-damage-1/> 】(2025 年 1 月 4 日閲覧)
参照

あると考える。また、携帯電話契約時に SNS 等の危険性についてのリーフレットを配布し、説明することで、親と子供に SNS の危険性を認知させることができ、事前予防の効果が期待できると考える。

4、まとめ

以上のように、SNS に起因する児童の犯罪件数を減少させるために、①犯罪に巻き込まれる児童や児童らに関連する者が SNS の危険性を認知する、②犯罪の発見、事前予防、事後予防の観点に基づき対策を検討する、③性犯罪防止に重きを置いた対策を検討するという3つの観点を考慮したうえで、国、地方公共団体、警察、学校、家庭といった各機関が各々の特性を生かして当該問題について対策を拡充していく必要があると考える。